

## 不利益処分の処分基準

処 分 名	違反広告物への措置命令		
根拠法令及び条項	屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 7 条第 1 項		
所 管 部 課 名	都市計画部 都市政策課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多治見市屋外広告物条例(平成 21 年条例第 21 号)第 16 条第 1 項</li> <li>・岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成 12 年条例第 4 号)別表第 1 第 13 号</li> </ul>	
	基 準	<p>条例第 16 条第 1 項に定めるところによる。</p> <p>○条例第 16 条第 1 項市長は、この条例の規定又は第 10 条の規定による許可の条件に違反した広告物等について、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの移転、除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。</p>	
	設定年月日	平成 12 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			